

## 吸 収 分 割 公 告

令和2年8月14日

債権者各位

東京都杉並区高井戸東二丁目4番5号  
ミサワリフォーム株式会社  
代表取締役 島田 直人

ミサワリフォーム関東株式会社（住所：さいたま市中央区円阿弥七丁目7番8号、以下「甲」という。）とミサワリフォーム株式会社（以下「乙」という。）は、甲を吸収分割承継会社、乙を吸収分割会社とする吸収分割を行い、乙の埼玉県、群馬県、千葉県及び茨城県内の建設事業及び不動産事業並びにそれらに付随する事業に関する権利義務を甲に承継させることにいたしました。

この吸収分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) <http://www.misawa-reform.co.jp/>